

肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン事業）の
補填金単価について【平成27年10・11・12月分】

平成28年 2月15日

関係各位

公益社団法人 香川県畜産協会

平成27年10・11・12月に販売された交付対象牛に適用する補填金単価（確定値）について、下記のとおり公表します。

なお、平成27年10月・11月に販売された交付対象牛に適用する精算払の額については、下記の確定値と概算払の補填金単価の差額となります。

記

1. 肥育牛1頭当りの補填金単価（平成27年10・11・12月期）

区分	販売月	肉専用種	交雑種	乳用種
香 川 県	平成27年 10月確定値 (概算払)	— (—)	— (—)	— (—)
	11月確定値 (概算払)	— (—)	— (—)	— (—)
	12月確定値	—	—	—

注1：牛肉・稲わらからの暫定規制値等を超えるセシウム検出に関する緊急対応策のうち肥育経営の支援対策（特例措置）として、肉用牛肥育経営安定特別対策事業の平成23年度第2四半期以降の補填金について、月毎に支払う方式としています。

注2：平成26年度より、平成26年4月に販売された交付対象牛から、四半期の最終月以外に販売された交付対象牛について、肥育牛補填金の概算払を行うこととしています。精算払については、四半期の最終月の補填金交付とあわせて行います。

注3：概算払は、配合飼料価格安定制度の当該四半期の補填金がないと仮定して計算した額より4,000円を控除した額としています。ただし、1,000円未満の場合は概算払を行いません。

注4：補填金交付額に見合う財源が不足する場合等、上記補填金単価を減額することがあります。

注5：生産コストには物財費及び労働費等に加え、平成25年7月分からと畜経費を算入しています。

注6：平成26年度より、消費税抜きで算定しています。